

「あま市公共施設の使用料の見直し方針（素案）」

のパブリックコメント実施要領

区 分	内 容
パブリックコメントを受けようとする素案	「あま市公共施設の使用料の見直し方針（素案）」
目 的	市では、受益と負担の公平の観点から、市民の皆様の理解と納得が得られる合理的な料金設定とするため、現在、「あま市公共施設の使用料の見直し方針」の策定事務を進めています。この度、当該方針の素案がまとまりましたので、より多くの市民の皆様からご意見を募集します。
素案の閲覧場所等	以下の場所にて閲覧（土・日曜、祝日を除く。午前8時30分～午後5時15分） ○本 庁 舎 2階 企画財政部 企画政策課 ○七 宝 庁 舎 1階 七宝市民サービスセンター ○甚目寺庁舎 1階 甚目寺市民サービスセンター ※市公式ウェブサイトでも閲覧できます。 ※なお、閲覧期間については、平成26年5月1日（木）～平成26年6月2日（月）です。
公表の周知方法	○市広報に掲載し周知 ○市公式ウェブサイトにて周知
対 象 者	○市内に住所を有する者 ○市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ○パブリックコメント手続に係る施策に利害関係を有する者
意見の募集期間	平成26年5月1日（木）～平成26年6月2日（月）
意見の提出方法	次の内容を記載した用紙により、企画財政部 企画政策課宛てにお届けください。 （※様式は自由ですが、閲覧場所及び市公式ウェブサイトに用意してあります。） 【意見等提出様式】 ○件名：「あま市公共施設の使用料の見直し方針（素案）」についての意見 ○氏名（法人の場合は法人名）： ○住所（法人の場合は所在地）： ○電話番号： ○意見等：＜趣旨・内容等＞
意見の提出先	○持参の場合 市役所本庁舎 企画政策課、又は七宝・甚目寺市民サービスセンターにご提出ください。 ○郵送の場合 〒490-1292 愛知県あま市木田戊亥18番地1 あま市役所 企画政策課 宛 ○F A Xの場合 052-444-0982 企画財政部 企画政策課 宛 ○電子メールの場合 seisaku@city.ama.lg.jp
意見の取り扱い及び 応 答 方 法	○期間中にいただいた意見を参考に、「あま市公共施設の使用料の見直し方針」を策定します。 ○いただいた意見は原則、公開します。 ○電話や口頭での意見は受け付けておりません。